

令和3年広審第30号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官石山克己出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年4月13日23時48分

境港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 119トン

全 長 39.70メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、令和元年7月に進水した、船尾部にスリップウェイを設け、船首部に操舵室を、同室後方の甲板下に魚倉を配し、同室前部中央部にGPSプロッター及び魚群探知機、左舷側にレーダー及び機関遠隔操縦ハンドル、右舷側に操舵スタンド、機関遠隔操縦装置及び第二種船橋航海当直警報装置（以下「居眠り防止装置」という。）を装備した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、a受審人ほか日本国籍の船員7人及びインドネシア共和国籍の甲板員2人が乗り組み、操業の目的で、船首1.5メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、令和3年4月10日02時00分境港を発し、隠岐諸島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aが従事する沖合底びき網漁業は、赤えび、はたはた、かれいなどを漁獲対象とし、投網に約15分、曳網に約1時間、揚網に約20分を要する1回の操業を、3日ないし4日連続で昼夜を通して行ったのちに帰港し、2時間ないし4時間かけて漁獲物を水揚げして再び漁場に向かうもので、1年を通じて約18日の休漁日及び1箇月に付き3日程度の休養のほかは、荒天時を除いて出漁していた。

そして、a受審人は、漁場を移動する間に乗組員を船橋当直に当たらせて仮眠をとっていたものの、操業に従事する間は単独で同当直に当たっていたので、1日当たり約3時間しか仮眠に充てられず、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態が発航していた。

a受審人は、船橋当直を、往復共に乗組員を2時間ないし3時間交替で入直させる体制として前記漁場に向けて北上し、08時00分頃同漁場に到着後、単独で船橋当直に就いて操業を始め、移動しながら操業を続け、約14トンの漁獲を得たところで操業を終えて境港に向けて帰港することとし、越えて13日17時30分頃漁場を発進した。

a 受審人は、漁場発進後、乗組員が漁具の片付けを終えるまで船橋当直に就いて操船に当たり、19時30分頃同当直を乗組員と交替して食事をとったのち、島根県地蔵埼東方沖合に至れば自身が入直することとして20時30分頃から操舵室後部に備える寝台で仮眠をとった。

a 受審人は、仮眠をとったものの疲労の蓄積と睡眠不足による強い眠気を払拭できないまま、23時30分頃地蔵埼東方沖合で乗組員と船橋当直を交替して単独で同当直に就き、間もなく入港するので居眠り防止装置の警報動作を解除し、航海計器後部の手すりを両手で持ちながら立って操船に当たり、23時36分半僅か前境港第2防波堤北灯台（以下「境港北灯台」という。）から077.5度（真方位、以下同じ。）1.74海里の地点で、境水道東口に向けて針路を265度に定めて自動操舵とし、9.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、23時39分僅か過ぎ境港北灯台から075度1.31海里の地点に達したとき、依然、強い眠気を催しており、単独で船橋当直を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、間もなく入港するので眠気を我慢できると思い、乗組員を呼んで2人で同当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢で船橋当直に当たるうち、いつしか居眠りに陥り、Aは、予定転針地点に至っても針路が転じられないまま、境港防波堤に向首して続航し、23時48分境港北灯台から329度450メートルの地点において、原針路及び原速力で、同防波堤東端に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果，中央部船底外板に凹損及び擦過傷を生じ，魚群探知機及び潮流計のセンサーが破損したが，のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は，夜間，境港東方沖合において，同港に向けて帰航中，居眠り運航の防止措置が不十分で，境港防波堤東端に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は，夜間，境港東方沖合において，単独の船橋当直に就き，同港に向けて自動操舵で帰航中，強い眠気を催した場合，単独で船橋当直を続けると居眠りに陥るおそれがあったのだから，居眠りに陥ることのないよう，乗組員を呼んで2人で船橋当直に当たるなど，居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに，同人は，間もなく入港するので眠気を我慢できると思い，居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により，居眠りに陥り，境港防波堤に向首進行して同防波堤東端に乗り揚げの事態を招き，船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月16日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 岸 尾 光 一

審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文